

平成 29 年度 第 2 回 長野市社会福祉審議会 会議録

日 時	平成 30 年 2 月 6 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 35 分
会 場	ふれあい福祉センター 5 階 ホール
出席者	委員 20 名 (欠席者 4 名) 事務局 14 名 報道関係者 2 社 傍聴者 2 名
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 新委員紹介 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉専門分科会報告 <ol style="list-style-type: none"> ア 平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について (2) 老人福祉専門分科会報告 <ol style="list-style-type: none"> ア 第八次長野市高齢者福祉計画・第七期長野市介護保険事業計画の策定について (3) 障害者福祉専門分科会報告 <ol style="list-style-type: none"> ア 第 5 期長野市障害福祉計画・第 1 期長野市障害児福祉計画の策定について イ 障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて (4) その他 5 その他 6 閉会
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉専門分科会報告 <ol style="list-style-type: none"> ア 平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について 専門分科会長から審議結果について報告があり、事務局から補足説明があった。 【質疑応答】なし (2) 老人福祉専門分科会報告 <ol style="list-style-type: none"> ア 第八次長野市高齢者福祉計画・第七期長野市介護保険事業計画の策定について

専門分科会長から審議結果について報告があり、事務局から補足説明があった。

【質疑応答】なし

(3) 障害者福祉専門分科会報告

ア 第5期長野市障害福祉計画・第1期長野市障害児福祉計画の策定について

専門分科会長から審議結果について報告があり、事務局から補足説明があった。

【質疑応答】

委員：資料集13ページ（「第5期長野市障害福祉計画・第1期長野市障害児福祉計画（案）概要」）の一番下のところに「・本市における発達障害児または疑いのある児童の人数は、増加している。」と記載がある。「疑いのある児童」のケアを担当する部署はどこか。
また、同ページの「4 障害者の状況（1）市の人口の動き」の記載と、資料2 別冊の「あんしんいきいきプラン21（案）」の5ページ「1 人口状況」の数字が違う。基準とした日が10月1日もしくは4月1日の違いかと思うが、資料としては整合性を整えておいたほうが良いと思うので、次回の計画書の作成においては人口等の客観的な資料は、基準日を揃えていただけると大変見易くなると思うので、要望として願います。

事務局：1点目の発達障害の関係について、資料3 別冊の「第5期長野市障害福祉計画・第1期長野市障害児福祉計画（案）」21ページからの記載のなかの、「発達障害の疑いのある児童生徒」という部分であるが、小中学校の児童生徒であるので、日中は学校が支援を担当する。放課後等は、私どもの方で相談を受ける中で診断等により、通所の放課後等デイサービスをご利用いただく方もいるので、そこで支援する側として関わる、というイメージである。

2点目の人口については、おっしゃるとおり基準日が4月1日と10月1日の差である。「第5期長野市障害福祉計画・第1期長野市障害児福祉計画（案）」は、4月1日を採用している。今お話しただいたことは次回からそのようにさせていただきたいと思う。

委員：要望になってくるのでしょうか、その疑いのある、その疑われる児童と申しましょうか、俗にいう手のかかるお子さんが年々増加

していることは現場の実感としてある。近隣の小学校で学校評議員をさせていただいていることから、小学校の状況もなんとなくわかってくる。就学前、就学した後もなかなか授業に集中できないお子さんが増えてきているというのは実感としてある。障害認定を受けてからのケアは、しっかり計画に載っていることであるが、それまでの「疑いのある」、言葉は適切ではないが、そういうお子さんのケア体制が抜け落ちている部分だと思われる。そこをどう手厚くしていくかによって、障害認定を受けなくて済むお子さんも一定程度は間違いなくいらっしゃると思う。これはひとつの部課で出来ることではないかもしれないが、そこを長野市としてしっかりケアをしていただければ、という思いを強く持っている。是非よろしくお願ひしたい。

事務局：子どもさんへの様々な支援があるが、これは障害福祉課だけではなく、こども未来部、教育委員会と部局を横断するかたちで検討を始めているので、そういった中で対応をさせていただきたいと思う。

委員：平成の元号が、30年以降はなくなるというなかで、計画の中に「32年」「35年」など使っている。元号が変わった途端に、この計画は古いという感覚を持つのではないかと思うが、各専門分科会の中で元号に関する協議はされたのか。

事務局：資料3 別冊の「第5期長野市障害福祉計画・第1期長野市障害児福祉計画（案）」61ページを例にすると、西暦も併記させていただいている。確かにそのとおりであるが、「3年後」といったときに、平成を使わないと分かりにくいということもあるので併記させていただいた。

事務局：「第八次長野市高齢者福祉計画・第七期長野市介護保険事業計画（案）」では、基本的に元号の後ろに西暦を入れるようなかたちで対応させていただいた。元号を記載したほうが、現在から何年後と、しっかり確認できるということで、元号を使わせていただくとともに、平成という元号がなくなることは決まっているので、西暦も併記させていただくかたちで対応させていただいた。

委員：「老人の福祉と介護保険」と「障害者福祉」、それぞれ別々となっているが、障害者が65歳になったときにはどちらのサービスを利用するのかお聞きしたい。

事務局：障害者の方が65歳になると、基本的には障害福祉のサービスと介護保険のサービスの両方に共通するサービスは、介護保険をお使いいただくかたちになる。障害福祉独自のサービス、例えば目の不自由な方の移動等そういったものは障害福祉のサービスを使いつつ介護保険も使っていただく、そういうイメージになる。

委員：聞くところによると、障害福祉のサービスから介護保険のサービスにいくと費用負担が増えていくと聞いた。もうひとつ心配なことは、障害福祉では障害特性に応じたサービスを提供している。実際に介護サービスの事業所では、そういう障害者を介護する経験を積んでいるのか、またはそういうことを総合的に指導していくのか、その辺りはどうなっているのか。

事務局：サービスを提供する事業所は、介護保険も障害も指定を受けてサービスを提供するようになっているが、30年度の法改正により、両方の指定を受けることが今までよりも簡単に出来る。例えば65歳前に障害者の方が行っていた施設、これが介護保険の指定を受ければ、その同じ事業所でサービスが継続できるかたちになる。

利用料については、介護保険は原則1割である。障害はほとんど公費で行っているので無料の方が多い。65歳前に一定程度、例えば、ホームヘルパーに来ていただいていた障害者の方が65歳で介護保険サービスを使うようになった場合、基本的に1割であるが、負担分を障害福祉からお返しする制度も4月からスタートする。

イ 障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて

専門分科会長から審議結果について報告があり、事務局から補足説明があった。

【質疑応答】

委員：この事業の年間の予算はどのくらいか。

事務局：70万円程度である。

委員：年間たった70万円の事業である。国の保育所の利用負担は段階的な無償化ということで一気に無償にはならないのだから、私の考えとしては、同じように、見直しするとしても段階的な対応をすることが妥当だと思う。障害者手帳を取得することに躊躇される方が非常に多いということも専門分科会の中で報告があった。そういうことを考えれば、障害者手帳の取得を勧めるというのもあるが、しっかりとした対応をしていただきたいので、私はこの報告を認めることはできない。専門分科会の中でも複数の委員が反対されていたということを受け止めていただきたいと思う。

事務局：附帯意見をいただいているので、個々に対応させていただきたい。

(4) その他

委員：資料2 別冊の「あんしんいきいきプラン21(案)」109ページの文言について、「■現状と課題」に「短期入所生活介護(ショートステイ)から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への転換や有料老人ホーム等の整備が進んできたことから、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所申込者(特養待機者)は減少傾向にある」と、いわゆる特養の入所待ちの状況は緩和されているというような書き方がされているが、「整備が進んだ」だけではないと思う。入所要件が要介護3以上になったことにより、要介護1・2の方を切ったから入所申し込み者が少なくなったのだと思う。超高齢社会が進んでいるなかで減少傾向には一切ないと思う。今までたくさん入所申し込みがあったが、私たちの施設だと、116名定員で現在待機者は要介護3以上が60名くらい。これを多いというか少ないというか、入所申し込み者は増えてくるのではないかと思う。もう、このことだけで、特養の入所待ちの状況は緩和されているという解釈により、施設整備を維持していくということなのか。

事務局：委員のご意見のとおり、確かに申し込み者の減少というのはショートステイの転換、有料老人ホームの整備だけではない。確かにこの表現としては誤りかなと感じる。ただ一方、特養の入所申し

	<p>込み者については、先ほど委員からお話しがあったように、要介護3以上と限定されたが、それでも若干減ってきているのが長野市の状況である。今手元に資料がないが、確か平成27年度末が900ぐらい、それが28年度末には750ほどになっているので、入所申込者（特養待機者）が減ってきているという状況である。今後の整備については、待機者はまだいるので、ある一定程度については長野市としても整備は進めていかなくてはならないと思っているが、人材確保の問題など色々な問題がある。あまりに急に増加することはいろいろ弊害が生じるので、状況を見ながら整備を進めていきたいと考えている。</p>
<p>その他</p>	<p>発議なし</p>